

平成25年度 宅地造成技術講習を受講して

都留市 産業・建設部 基盤整備課 勝俣 彰仁

私は、今年度より都市計画の担当に配属となり、開発行為の許可事務に携わることとなりました。今回の研修へ参加した目的は、開発行為手続きの流れや審査する際の専門的知識（流量計算や安定計算等）を習得するためであります。

開発行為の事務手続きには、都市計画法や宅地造成規制法など様々な法律が関係しており、申請及び許可には多くの知識と時間を要することを改めて確認させられました。

今回の研修内容は下記のとおりでありました。

- ① 都市計画法の中で特に注意が必要な33条の技術基準について
- ② 宅地造成規制法の対象条件について
- ③ 地盤調査方法及び軟弱地盤対策について
- ④ 擁壁の安定計算について
- ⑤ 雨水及び汚水排水について
- ⑥ 施行時の防災対策について

担当講師は、日本大学教授、国土交通省職員、東京都職員、民間企業などの様々な分野で経験をされている方々であり、非常に内容の濃い研修でありました。

また、地盤工学や擁壁の設計では、実際に演習をし、理解を深めることができ、とても有意義なものでありました。

最後になりますが、講師の方々、研修の助成をしていただいた山梨県建設技術センターの皆様、本当にありがとうございました。この研修の成果を今後の業務に存分に活用していくよう精一杯努めてまいります。